

小金井市国民健康保険データヘルス事業業務委託（単価契約）
業者選定審査評点基準

I 審査基準

1 業務実績について

他保険者等での実績の有無や、具体的にどのような実績があるか評価する。

2 業務体制について

経験豊富な職員の配置や本事業を安定的に実施できる体制であるか。また、企画提案された事業について、実施方法が明確で、効率的な方法であるか評価する。

3 医療費等分析業務について

(1) 診療報酬明細書の分析方法

診療報酬明細書に記載されている傷病名及び診療情報を活用し、傷病ごとの医療情報を正しく把握できる分析方法となっているか評価する。

(2) 医療費等分析の内容

特定健康診査及びレセプト等の情報により、医療費及び被保険者の健康情報を把握し、保健事業効果が高い集団の抽出と、保健事業の評価分析を行う本事業の目標を達成できる内容となっているか評価する。

4 後発医薬品差額通知業務について

(1) 安全な薬剤の選定

使用促進による医療費削減効果を最大に確保し、安心した通知事業を行える通知対象薬剤を選定する手法か評価する。

(2) 通知内容

後発医薬品の使用促進が見込める内容であるか評価する。

(3) 差額通知の作成及び発送の品質管理

個人情報を取り扱う観点から、封入封緘、送付について、誤送付防止等の安全対策が図られているか評価する。

(4) 効果分析報告

差額通知による削減効果が明確に分かる効果分析内容であるか評価する。

5 医療機関受診勧奨通知業務について

(1) 通知対象者の選定

適切な通知対象者を選定する手法か評価する。

(2) 通知内容

医療機関未受診者に対し、受診が促進される内容であるか評価する。

(3) 勧奨通知の作成及び発送の品質管理

個人情報を取り扱う観点から、封入封緘、送付について、誤送付防止等の安全対策が図られているか評価する。

(4) 効果分析報告

勧奨通知による効果が明確に分かる効果分析内容であるか評価する。

6 治療中断者受診勧奨通知業務について

(1) 通知対象者の選定

適切な通知対象者を選定する手法か評価する。

(2) 通知内容

治療中断者に対し、受診が促進される内容であるか評価する。

(3) 勧奨通知の作成及び発送の品質管理

個人情報を取り扱う観点から、封入封緘、送付について、誤送付防止等の安全対策が図られているか評価する。

(4) 効果分析報告

勧奨通知による効果が明確に分かる効果分析内容であるか評価する。

7 健診未受診者受診勧奨通知業務について

(1) 通知内容

特定健康診査の未受診者、特に40歳代の若年層の対象者に対し、受診が促進される内容であるか評価する。

(2) 勧奨通知の作成及び発送の品質管理

個人情報を取り扱う観点から、封入封緘、送付について、誤送付防止等の安全対策が図られているか評価する。

8 糖尿病性腎症重症化予防事業の効果測定業務について

事業参加者の医療費推移等が明確にわかる効果測定内容であるか評価する。

9 糖尿病性腎症重症化予防指導業務について

(1) 指導プログラムの内容

腎不全を含む重い合併症の発症を阻止・遅延させるという本事業の目標を達成するため、対象者の生活習慣改善及び適切な治療と療養が見込める内容となっているかどうかを評価する。

(2) 脱落防止・利用率の向上策などの工夫

対象者が継続して支援を受けたいと思う魅力的なプログラムとなっているか。また、対象者が興味をもって申込みような工夫が凝らされているかどうかを評価する。

(3) 実施後の評価、改善策の提起

実施後の評価が適切になされ、その評価に基づいた効果的な改善策を提起で

きるかどうかを評価する。

1 0 重複受診者等適正受診指導業務について

(1) 指導対象者の選定

適切な指導対象者を選定する手法か評価する。

(2) 指導内容

医療費の適正化という目標を達成するため、適正受診の促進ができる指導内容であるか評価する。

(3) 実施後の評価、改善策の提起

実施後の評価が適切になされ、その評価に基づいた効果的な改善策を提起できるか評価する。

(4) 効果分析報告

適正受診指導による効果が明確に分かる効果分析内容であるか評価する。

1 1 プレゼンテーションについて

企画提案書の内容を分かりやすく説明しているか、業務担当者に熱意が感じられるか評価する。また、質問への回答が適切で、その内容が分かりやすく説明されているか評価する。

1 2 その他

コストパフォーマンスが優れているか、また、独自の提案などPRポイントがあるか評価する。

II 審査評価方法

提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を、業者選定審査基準に従い総合的に判断し、候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「小金井市国民健康保険データヘルス事業業務委託（単価契約）プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。

3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

委員長を含む各委員が採点表により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を第1受託候補者、次点の者を第2受託候補者として選定する。